

○自動車等運転者の行政処分事務取扱要綱の制定について(通達)

(平成 29 年 3 月 1 日岡運管第 15 号、岡運免第 91 号警察本部長例規)

改正 平成 31 年 2 月 19 日岡運管第 12 号、岡運免第 94 号例規 平成 31 年 4 月 9 日岡務第 329 号
令和 2 年 6 月 19 日岡交企第 312 号、岡運管第 108 号 令和 3 年 3 月 9 日岡務第 194 号
令和 4 年 4 月 12 日岡務第 383 号 令和 4 年 5 月 13 日岡運管第 85 号、岡運
免許第 331 号
令和 5 年 2 月 1 日岡務第 90 号、岡運管第 10 号 令和 5 年 2 月 10 日岡運管第 15 号

各部長

首席監察官

総務統括官

各所属長

この度、自動車等運転者の行政処分事務取扱要綱を別添のとおり制定し、平成 29 年 3 月 12 日から施行することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、自動車等運転者の行政処分事務取扱要綱の制定について(通達)(平成 11 年 12 月 16 日岡運管第 80 号例規)は、廃止する。

別添

自動車等運転者の行政処分事務取扱要綱

第1 総則

1 目的

この要綱は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)及び道路交通法施行令(昭和35年政令第270号。以下「令」という。)の定めるところにより行う行政処分事務に関する標準的な取扱いについて必要な事項を定め、関係事務の適正かつ効果的な処理を図ることを目的とする。

2 用語の定義

この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 警察署等 警察署、交通部交通機動隊及び交通部高速道路交通警察隊をいう。
- (2) 警察署長等 警察署等の長をいう。
- (3) 取締り警察官等 交通違反の取締り、交通事故の現場処理及び交通事故を起こした運転者等の取調べに従事する警察官並びに駐車違反及び停車違反に係る反則告知を行う交通巡視員をいう。
- (4) 一般違反行為 自動車又は原動機付自転車(以下「自動車等」という。)の運転に関し法若しくは法に基づく命令の規定又は法の規定に基づく処分に違反する行為で令別表第2の1の表の上欄に掲げるものをいう。
- (5) 特定違反行為 令別表第2の2の表の上欄に掲げる行為をいう。
- (6) 違反行為 一般違反行為及び特定違反行為をいう。
- (7) 人身事故等 人身事故及び建造物損壊事故をいう。
- (8) 違反報告書 取締り警察官等が作成した違反行為に係る交通反則切符、交通切符、点数切符、現認報告書その他の書類で、違反事実等を認定するためのものをいう。
- (9) 違反等登録 警察共通基盤システムによる運転者管理業務実施要領の制定について(通達)(令和4年12月9日警察庁丙運発第34号、丙技企発第25号、丙通基発第27号。以下「運転者管理業務実施要領」という。)に定める違反登録及び事故登録をいう。
- (10) 抹消登録 運転者管理業務実施要領に定める不適格事由抹消登録をいう。
- (11) 違反等登録票 警察共通基盤システムによる運転者管理業務実施細則の制定について(通達)(令和4年12月9日警察庁丁運発第295号、丁技企発第679号。以下「運転者管理業務実施細則」という。)に定める違反登録票及び事故登録票をいう。
- (12) 処分登録 運転者管理業務実施要領に定める違反処分登録及び事故処分登録並びに違反外処分登録をいう。
- (13) 処分猶予登録 運転者管理業務実施要領に定める違反処分猶予登録及び事故処分猶予登録をいう。

- (14) 処分手配登録 運転者管理業務実施要領に定める処分手配登録をいう。
- (15) 処分短縮登録 運転者管理業務実施要領に定める違反処分短縮登録及び事故処分短縮登録並びに違反外処分短縮登録をいう。
- (16) 行政処分関係書類 違反報告書、違反等登録票その他行政処分手続に関する書類をいう。
- (17) 免許の停止等 法第 90 条第 1 項、第 103 条第 1 項若しくは第 4 項又は第 107 条の 5 第 1 項若しくは第 2 項の規定による運転免許(以下「免許」という。)の効力の停止若しくは保留又は自動車等の運転の禁止の処分をいう。
- (18) 行政処分 免許の拒否、保留、取消し若しくは効力の停止又は自動車等の運転の禁止の処分をいう。
- (19) 行政指導 行政手続法(平成 5 年法律第 88 号)第 2 条第 6 号に規定する行政指導(免許又は自動車等の運転に関するものに限る。)をいう。
- (20) 違反照会 運転者管理業務実施要領に定める免許・不適格事実照会及び行政処分事実照会をいう。
- (21) 点数通報 運転者管理業務実施要領に定める新規免許登録及び違反登録並びに事故登録を行った際に警察庁長官官房技術企画課情報処理センターから送信される通報又は回答事項をいう。
- (22) 点数通報書 点数通報を都道府県警察において印字した資料をいう。
- (23) 処分決定 行政処分事由に該当することとなった運転者に対し、都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が、当該運転者に対して行政処分を行うことを決定することをいう。
- (24) 処分書等 道路交通法施行規則(昭和 35 年総理府令第 60 号。以下「府令」という。)別記様式第 13 の 3 及び別記様式第 13 の 4 の処分通知書並びに府令別記様式第 19 の 3 の 3、別記様式第 19 の 3 の 4、別記様式第 19 の 3 の 4 の 2 及び別記様式第 22 の 6 の処分書をいう。
- (25) 処分書等の交付 処分通知書による通知又は処分書の交付をいう。
- (26) 出頭通知 処分決定を行った行政処分の対象者に対し、処分通知書による通知又は処分書の交付をするための出頭を求める通知をいう。
- (27) 停止処分者講習 法第 108 条の 2 第 1 項第 3 号に掲げる講習をいう。
- (28) 違反者講習 法第 108 条の 2 第 1 項第 13 号に掲げる講習をいう。
- (29) 処分移送通知書 府令別記様式第 19、別記様式第 19 の 3 の 2、別記様式第 19 の 3 の 2 の 2 又は別記様式第 22 の 4 の処分移送通知書をいう。
- (30) 処分事案の移送 行政処分事由が発生した時における運転者の住所地が当該行政処分事由の発生地以外の都道府県警察の管轄区域内にある場合に、当該行政処分事由の発生地を管轄する公安委員会から当該運転者の住所地を管轄する公安委員会に対して行う行政処分事由の移送をいう。

- (31) 違反者講習該当事案の移送 違反者講習該当行為時における運転者の住所地が当該違反者講習該当行為地以外の公安委員会の管轄区域内にある場合に、当該違反者講習該当行為地を管轄する公安委員会から当該運転者の住所地を管轄する公安委員会に対して行う違反者講習該当事案の移送をいう。
- (32) 処分決定通知 処分決定(免許の拒否及び保留を除く。)を行った時における当該処分に係る者の住所地が当該決定を行った公安委員会以外の公安委員会の管轄区域内にある場合に、当該決定を行った公安委員会から当該者の住所地を管轄する公安委員会に対して行う処分決定(免許の拒否及び保留を除く。)を行った旨の通知をいう。
- (33) 処分執行依頼 処分決定を受けた者の住所地又は居所が当該決定を行った公安委員会以外の公安委員会の管轄区域内にある場合に、当該決定を行った公安委員会から当該者に対する処分書等の交付を当該者の住所地又は居所を管轄する公安委員会に依頼することをいう。
- (34) 処分執行通知 処分決定通知に係る者に対して処分書等の交付をした場合において、処分決定通知を行った公安委員会から当該者の住所地を管轄する公安委員会に対して行う行政処分執行を行った旨の通知をいう。
- (35) 重大違反唆し事案等 法第 90 条第 1 項第 5 号に規定する重大違反唆し等に関する事案をいう。
- (36) 交通総合管理システム 岡山県警察交通総合管理システム運用要領の制定について(通達)(平成 23 年 10 月 5 日岡交企第 542 号、岡指第 462 号、岡運管第 95 号、岡情第 381 号例規)に定める岡山県警察交通総合管理システムをいう。

3 都道府県警察相互の連絡及び協力

違反等登録、処分事案の移送、処分決定通知、処分執行依頼等の行政処分関係事務は、都道府県警察相互の緊密な連絡及び協力の下に行うものとする。

4 迅速かつ確実な行政処分

- (1) 点数制度による行政処分は、違反等登録並びに行政処分及び処分短縮の登録に基づいて行われるものであることから、これらの登録を迅速かつ確実に行うものとする。
- (2) 交通の安全を確保するためには行政処分を迅速に執行し運転不適格者を排除することが重要となることから、行政処分を必要と認める事由が生じたときは、事実に基づき可能な限り速やかに処分決定及び処分執行を行い、もって将来における道路交通上の危険を防止し、併せて当該行政処分に係る者の危険性の早期改善を図るものとする。

第 2 点数制度による行政処分の事務処理要領

1 違反等登録票の点検

- (1) 違反行為の発見報告

ア 取締り警察官等は、点数評価の対象となる違反行為を認めたときは、速やかに違反報告書を作成して警察署長等に報告しなければならない。この場合において、当該違反行為が交通事故を伴うものであり、かつ、当該交通事故の調査になお相当の時間を要するものであるときは、当該事故登録に必要な事項を即報するものとする。

イ 取締り警察官等は、点数制度による行政処分が違反報告書に基づいて行われるものであることを銘記し、違反報告書の記載を正確かつ明瞭に行うものとする。

ウ 取締り警察官等は、違反報告書に係る人身事故等が別表第 1 の交通事故に関する登録除外理由に該当すると認めたときは、当該違反報告書の所要の欄にその意見を付記するものとする。

(2) 警察署長等の措置

ア 違反等登録票の作成

(ア) 警察署長等は、違反報告書に係る事案のうち、送致又は通告不相当と認められた事案以外の事案について、交通総合管理システムにより違反等登録票を作成するものとする。

(イ) 警察署長等は、交通関係の事務の処理に従事する警察職員の中から、違反等登録票作成責任者を指定し、事件担当者が交通総合管理システムに入力した違反等登録データに誤りがないか、点検を一元的に行わせるものとする。

イ 違反等登録票の点検

(ア) 警察署長等は、交通担当幹部(警察本部の所属にあつては隊長補佐を、警察署にあつては交通課長(交通第一課長及び交通第二課長を含む。)をいう。)の中から違反等登録票に関する審査責任者を指定するものとする。

(イ) 審査責任者は、平素から違反報告書の適正な作成のための指導及び教養を行うものとする。

(ウ) 審査責任者は、違反等登録票の記載に必要な事項が違反報告書に正確かつ明瞭に記載されているかどうかを点検し、再調査等が必要な場合には、追加調査又は訂正報告書等の作成を求めるものとする。

(エ) 審査責任者は、審査に係る事案が人身事故等に係るものであるときは、違反報告書に記載されている違反行為の種別、交通事故の種別及び交通事故を起こした者の不注意の程度に関する記載内容の不備又は事実の認定の誤りがないかどうかを審査し、再調査等が必要な場合には、追加調査又は訂正報告書等の作成を求めるものとする。

(オ) 審査責任者は、審査の結果、当該審査に係る事案が別表第 1 の交通事故に関する登録除外理由に該当すると認めたときは、当該違反報告書の所要の欄にその意見を付記するものとする。

ウ 行政処分関係書類の送付等

(ア) 仮停止又は仮禁止事案

- a 法第 103 条の 2 第 1 項の規定により仮停止をし、又は法第 107 条の 5 第 10 項において準用する法第 103 条の 2 第 1 項の規定により仮禁止をした警察署長及び交通部高速道路交通警察隊長(以下「高速隊長」という。)は、直ちに交通部運転管理課長(以下「運転管理課長」という。)に対し、当該事案の事故登録に必要な事項を連絡するとともに、速やかに行政処分関係書類を送付するものとする。
- b a による連絡を受理した運転管理課長は、仮停止又は仮禁止を受けた者の氏名、生年月日、性別及び免許証番号を確認した上で、当該事案について事故登録票を作成し、直ちに事故登録を行うものとする。
- c 運転管理課長は、a による連絡を受理した場合において、当該事案について法第 103 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 107 条の 5 第 1 項若しくは第 2 項に規定する処分を行う公安委員会が他の公安委員会であるときは、直ちに当該都道府県警察に対し、仮停止又は仮禁止を受けた者の氏名、生年月日、性別及び免許証番号を連絡するものとする。
- d 運転管理課長は、他の都道府県警察から c による連絡を受理した場合で、急を要するときは、当該事案の事故登録が行われた直後に、その者について違反照会を行い、その回答に基づいて意見の聴取の準備を行うものとする。
- e c の場合において、仮停止又は仮禁止をした警察署長及び高速隊長は、速やかに行政処分関係書類を当該都道府県警察に送付するものとする。

(イ) 人身事故等に係る事案(仮停止又は仮禁止事案を除く。)の場合

- a 当該事故の取調べの際に意見の聴取の通知をした事案については、(ア)に準じた取扱いを行うものとする。
- b a 以外の事案については、警察署長等は、交通総合管理システムで出力された事故原票送付書(様式第 1 号)に行政処分関係書類を添付して運転管理課長に事故発生日の翌日から 10 日以内に送付するものとする。

(ウ) (ア)及び(イ)に掲げる事案以外の事案

法令違反及び物損事故事案については、警察署長等は、違反報告書及び事件簿の写しを交通総合管理システムで出力された違反原票送付書(様式第 2 号)又は事故原票送付書に添付して運転管理課長に送付すること。

なお、送付の手続は、違反報告書を受理した日又はその翌日(休日の場合はその翌日)までに完了するものとする。ただし、交通反則切符、交通切符又は点数切符に係る違反については違反があった日の翌日から 5 日以内に、その他の違反については違反があった日の翌日から 10 日以内に送達するものとする。

エ 行政処分関係書類の送付上の留意点

警察署長等は、6点以上の点数が付されることとされている人身事故等又は違反行為に係る事案の行政処分関係書類を送付するときは、違反報告書の所要の欄に処分量定上の参考意見を付記し、当該事案が他の公安委員会に移送を要するもの又は処分量定上その判断が困難なものであるときは、事実の証明に必要な調査書類等を添付するものとする。この場合において、一括して行政処分関係書類を送付することができないときは、事後作成した書類を行政処分関係書類追送書(様式第3号)に添付して速やかに送付するものとする。

オ 行政処分関係書類の決裁等

(ア) 行政処分関係書類の運転管理課長への送付に関する事務は、審査責任者が専決することのできるものとする。

(イ) 審査責任者は、審査責任を明らかにするため、違反行為に係る事件簿等に登載した事件のうち、行政処分関係書類を作成しなかったものを当該事件簿等の余白に明記するものとする。

(ウ) 警察署長等は、(イ)の事件簿等の記載及び違反等登録の原資料となった事件の送致記録等により、行政処分関係書類の作成及び送付が適正に行われているかどうかについて指導及び監督をし、違反行為の発見報告のあった事案の適正な処理に配慮するものとする。

(エ) 警察署長等は、行政処分関係書類を送付した事案について、登録内容の変更又は登録を不相当とする事情を認めたときは、速やかにその旨を運転管理課長に連絡するものとする。

(3) 運転管理課長の措置

ア 警察署長等から送付された行政処分関係書類には、その受理の日又は遅くともその翌日(休日の場合はその翌日)までの間に、交通総合管理システムに該当データが入力されているか確認を行うものとする。

イ 運転管理課長は、交通部運転管理課(以下「運転管理課」という。)の警部補以上の階級にある警察官の中から行政処分関係書類点検責任者を指定し、行政処分関係書類点検責任者は、行政処分関係書類の点検並びに警察署等の違反等登録票作成責任者に対する指導及び教養を行うものとする。

2 違反等登録

(1) 違反等登録審査官の指定

運転管理課長は、運転管理課の警部補以上の階級にある警察官の中から違反等登録審査官を指定するものとする。

(2) 違反等登録審査

違反等登録審査官は、警察署長等から送付された行政処分関係書類に係る交通違反及び交通事故が違反等登録の対象になるか否かを審査し、当該交通違反又は交通事故が点数評価の対象となるものであるときは、当該交通違反又は交通事故の事実

認定が適正に行われており、かつ、事実の証明が十分であるかどうかについて審査するものとする。この場合において、交通事故を起こした者の不注意の程度の認定は、別表第2の交通事故の不注意の程度の認定基準に基づいて判断を行うものとする。

(3) 違反等登録除外

違反等登録審査官は、行政処分関係書類に係る事案について違反事実の不存在若しくは事実誤認があると認め又は告知等の基準に該当しないと認めたときは当該事案を違反等登録から除外し、交通事故に係る事案について別表第1の交通事故に関する違反等登録除外理由に該当する理由があると認めたときは当該事案を事故登録の対象から除外するものとする。

(4) 違反等登録の迅速処理

違反等登録審査は、行政処分関係書類の点検の終了後に直ちに行い、審査のために違反等登録に遅延を来すことがないようにするものとする。この場合において、違反報告書の記載内容に不備があり、補充調査を必要と認めるときは、明らかに違反等登録除外を相当と認める場合を除き、違反等登録をし、当該事案について処分が行われるまでの間において、追加調査又は訂正報告書の作成を求めるものとする。

(5) 違反等登録の決裁

ア 違反等登録は、違反等登録除外に関するものを除き、違反等登録審査官が専決することのできるものとする。

イ 違反等登録審査官は、アにより専決した場合には、その取扱状況を違反等登録日報(様式第4号)により運転管理課長に報告するものとする。

ウ (3)の違反等登録除外に関する事務は、違反等登録審査官において、当該違反等登録除外を必要と認めた理由を違反報告書の所要の欄に付記した上で、個々の事案について運転管理課長の決裁を受けるものとする。

(6) 違反等登録除外の特例

他の公安委員会から移送を受けた事案について、処分量定の際に違反等登録の変更又は違反等登録除外を要すべき事由を発見したときは、その理由を明らかにして、当該事案の発生地を管轄する都道府県警察に対して違反等登録の変更又は違反等登録除外を依頼するものとする。

(7) 抹消登録する場合における措置等

ア 行政処分等の調査と是正措置

運転管理課長は、違反等登録を抹消登録した場合において、当該違反等登録から抹消登録までの間の行政処分又は行政指導(以下「行政処分等」という。)の有無を直ちに調査するとともに、当該違反等登録に基づいた行政処分等が認められる場合については、迅速かつ確実な是正措置を講ずるものとする。

イ 抹消登録の連絡の徹底

運転管理課長は、抹消登録した際、運転者の住所地の管轄が他の都道府県警察の場合、当該都道府県警察の行政処分担当課長に対し、抹消登録した旨を電話により即報するものとする。また、他の都道府県警察から連絡を受けた場合は、アの措置を講ずるものとする。

ウ 免許を受けていない者への対応

(ア) 運転管理課長は、免許を受けていない者に係る違反等登録を抹消登録した場合は、当該者による免許の申請や受験相談の機会において、当該者に対し、抹消登録前の違反等登録に基づいた行政処分等が行われているおそれがあることを念頭に置き、当該者の住所地管轄の有無を問わず、当該違反等登録から抹消登録までの間における行政処分等の有無を当該者に対して確認するなどして調査するとともに、当該行政処分等が認められる場合には、迅速かつ確実な是正措置を講ずるものとする。

(イ) 運転管理課長は、(ア)の場合で当該違反等登録に係る者が所在不明になるなど行政処分等の有無が確認できないときは、他の全ての都道府県警察の行政処分担当課長に対し、抹消登録された違反等登録に基づく行政処分等に関する調査依頼書(様式第5号)により、当該行政処分等の有無に関する調査を依頼するものとし、当該違反等登録、抹消登録、調査依頼等の経過を警察庁交通局運転免許課行政処分係(以下「警察庁行政処分係」という。)に報告するものとする。

(ウ) 運転管理課長は、(イ)に基づく調査依頼を受けた場合は、(イ)の調査を行うとともに、その結果、抹消前の違反等登録に基づく行政処分等が認められたときは、調査依頼した都道府県警察の行政処分担当課長にその旨を回答するとともに、当該行政処分担当課長と緊密に連携し、適切な措置を講ずるものとし、当該回答及びこれを受けて講じた措置等について、警察庁行政処分係に報告するものとする。

(8) 違反等登録のある者による運転免許申請時等における適切な取扱いのための措置

ア 運転免許課員が違反等登録のある者による運転免許申請を受理した場合及び運転管理課員が受験相談を受けた場合に適切な取扱いがなされるよう、当該窓口における違反照会及び申請者等に対する丁寧な聞き取りを実施し、照会結果と聞き取り内容が異なる場合は、運転管理課長に直ちに報告するものとし、報告を受けた運転管理課長は、照会した違反等登録に誤りがないか直ちに調査するものとする。

イ 運転管理課長は、アによる報告を受けたときは、違反等登録に係る関係書類により、違反等の内容の確実な確認を行い、照会結果と聞き取り内容の相違の解消に努めるとともに、申請資格の有無を適切に判断するものとする。また、他の都

道府県警察による違反等登録の場合は、当該都道府県警察の行政処分担当課長に当該違反等登録に係る関係書類等の確認を依頼するものとする。

なお、申請を受理しないこととした場合は、事後の問合せや紛議に適切に対応するため、必ず書面にて受験相談を受けて、申請可能日を教示すること。

3 処分量定

(1) 処分量定の方法

運転管理課長は、点数通報があったときは、当該点数に該当することとなった事案等を審査し、令第33条の2、第38条及び第40条並びに別に定める基準に基づき処分の量定を行うものとする。

ア 免許の拒否及び保留

(ア) 新規免許の申請者に係る処分量定は、点数通報の違反歴等が当該免許申請者のものであるかどうかを確認し、その後に計算した当該者の免許の停止等の回数、累積点数、免許取消歴等に基づいて行うものとする。この場合において、通報に係る違反歴等が同一人のものであるかどうかの確認は、当該点数通報の違反運転者の本籍、住所等の異同によって識別するものとする。

(イ) 併記免許の申請者に係る処分量定は、運転者管理業務実施要領に定める処分通報又は処分手配通報がある場合には、現に受けている免許の処分を行った公安委員会の処分決定に従い、同一の処分量定をするものとする。

イ 免許の取消し及び停止

点数通報の処分基準該当点数及びその点数に達することとなった違反行為に係る違反報告書に基づいて処分量定を行うものとする。

ウ 自動車等の運転の禁止

国際運転免許証又は外国運転免許証(以下「国際運転免許証等」という。)を所持する者に係る処分量定は、違反等登録の際に違反照会を行い、その回答に係る違反行為が現に行った違反等登録に係るもののみであるときは、当該違反行為について点数計算をし、当該違反等登録に係る違反行為のほかに違反歴又は処分の回答があったときは、国籍及び住所等によって、当該違反歴等が同一人のものであるかどうかを確認した後に、免許の停止等の回数及び累積点数を計算し、その計算した内容及び免許取消歴等に応じて次の措置をとるものとする。

(ア) 処分基準点数に該当するとき

a 違反等登録を行ったときは、処分基準該当点数及び当該点数に達することとなった違反行為に係る行政処分関係書類に基づいて処分量定をする。

b 違反等登録を行ったが、被処分者が他の都道府県に居住していることが判明したときは、点数通報書の所要の欄に計算した点数を付記して、当該者の住所地を管轄する公安委員会に処分事案の移送を行う。

(イ) 処分基準点数に該当しないとき

当該違反行為に係る行政処分関係書類を保存する。

(2) 処分量定上の留意事項

処分基準点数に達することとなった違反行為が、交通事故であるときは、次の点に留意して処分量定を行うものとする。

ア 当該事故登録の後において点数評価に関する事項に変更すべき新たな事情が生じていないかを調べ、当該事情があるときは、処分量定をする者が再度点数計算を行い、その結果に基づいて処分量定を行うこと。

イ 当該交通事故が別表第2の交通事故の不注意の程度の認定基準の「軽い」に該当するものであるときは、同表の「軽い」の細目区分についてその程度を認定し、当該交通事故が「小」に該当すると認めるときは、その内容が処分軽減を相当とするものであるかどうかを審査すること。

4 行政処分の決定手続

運転管理課長は、次により行政処分の決定手続を行うものとする。

(1) 意見の聴取事案

ア 法第104条の規定による意見の聴取は、道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第27号)、岡山県公安委員会の事務の委任に関する規則(昭和42年岡山県公安委員会規則第10号)、岡山県公安委員会事務決裁規程(平成11年岡山県公安委員会規程第1号)及び岡山県公安委員会事務決裁規程の解釈及び運用方針について(通達)(平成11年3月23日岡務第167号例規)の定めるところによるものとする。

イ 法第103条第1項第5号から第8号まで及び第107条の5第1項第2号の規定に基づく行政処分の意見の聴取にあつては警察共通基盤システムによる運転者管理システム(以下「運転者管理システム」という。)により出力印字された意見の聴取手続書(様式第6号)に、法第104条の2の2第2項及び第4項の規定に基づく行政処分の意見の聴取にあつては意見の聴取(再試験不受験)手続書(様式第7号)に、法第104条の2の4第1項、第2項及び第4項の規定に基づく行政処分の意見の聴取にあつては意見の聴取(若年運転者講習不受講等)手続書(様式第7号の2)に、該当事案の疎明資料を添付し、処分上の意見を付して意見の聴取手続を行うものとする。

ウ 意見の聴取は、運転管理課長、交通部主席聴聞官(以下「主席聴聞官」という。)又は交通部聴聞官(以下「聴聞官」という。)が主宰するものとする。

エ 運転管理課長、主席聴聞官及び聴聞官に事故あるときは、運転管理課長が指名する者が意見の聴取を主宰することができる。

オ 運転管理課長は、意見の聴取の終了後、免許の取消し又は1年以上の運転の禁止については、処分意見を付して岡山県公安委員会(以下「県公安委員会」という。)に報告し、法第103条第1項第5号及び第107条の5第1項第2号の規定

に該当する場合における意見の聴取にあつては意見の聴取事案処理簿(甲)(様式第8号)に、法第104条の2の2の規定に該当する場合における意見の聴取にあつては意見の聴取事案処理簿(乙)(様式第9号)に、法第104条の2の4の規定に該当する場合における意見の聴取にあつては意見の聴取事案処理簿(丙)(様式第9号の2)に、意見の聴取の状況を記入して明らかにしておかなければならない。

また、90日以上免許の効力の停止又は90日以上6月を超えない運転の禁止については、処分意見を付して警察本部長に報告し、意見の聴取事案処理簿(丁)(様式第10号)に意見の聴取の状況を記入して明らかにしておかなければならない。

カ 運転管理課長は、再試験不受験又は若年運転者講習不受講若しくは令第39条の2の2に規定する講習後若年違反行為(以下「再試験不受験等」という。)による免許の取消しに係る意見の聴取の実施結果を意見の聴取結果通知書(様式第11号)により、交通部運転免許課長(以下「運転免許課長」という。)に通知するものとする。この場合において、運転管理課長は、再試験不受験者、若年運転者講習不受講者若しくは講習後若年違反行為をした者(以下「再試験不受験者等」という。)若しくはその代理人が正当な理由なく出頭しないとき、再試験不受験者等の所在が不明であるため意見の聴取の通知をすることができず、かつ、意見の聴取の公示をした日から30日を経過してもその者の所在が判明しないとき又は再試験不受験者等の住所が他の公安委員会の管轄区域内に変更されていたときは、意見の聴取不能事案通知書(様式第12号)を添付して運転免許課長に通知するものとする。

(2) 聴聞事案

ア 法第104条の2の規定による聴聞は、行政手続法、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第26号)、岡山県公安委員会事務決裁規程及び岡山県公安委員会事務決裁規程の解釈及び運用方針について(通達)に定めるところによるものとし、運転者管理システムにより出力印字された聴聞手続書に当該事案の疎明資料を添付し、処分上の意見を付して聴聞手続を行うものとする。

イ 聴聞は、運転管理課長、主席聴聞官又は聴聞官が主宰するものとする。

ウ 運転管理課長、主席聴聞官及び聴聞官に事故あるときは、運転管理課長が指名する者が聴聞を主宰することができる。

エ 運転管理課長は、聴聞の終了後、免許の取消し又は1年以上の運転の禁止については、処分意見を付して県公安委員会に報告し、聴聞事案処理簿(甲)(様式第13号)に聴聞の状況を記入して明らかにしておかなければならない。

また、90 日以上の免許の効力の停止又は 90 日以上 6 月を超えない運転の禁止については、処分意見を付して警察本部長に報告し、聴聞事案処理簿(乙)(様式第 14 号)に聴聞の状況を記入して明らかにしておかなければならない。

(3) 意見の聴取及び聴聞以外の事案

ア 法第 90 条の免許の拒否及び取消し

運転免許拒否等手続書(様式第 15 号)に、点数通報書に記載された違反行為等に係る行政処分関係書類及び免許の受験に関する資料を添付して、処分意見を付して県公安委員会に報告するものとする。

イ 法第 90 条の免許の保留及び効力の停止

運転免許拒否等手続書に、点数通報書に記載された違反行為等に係る行政処分関係書類及び免許の受験に関する資料を添付して、処分意見を付して警察本部長に報告するものとする。

ウ 法第 103 条第 1 項第 5 号に該当する場合における 90 日を超えない免許の効力の停止及び法第 107 条の 5 第 1 項第 2 号に該当する場合における 90 日を超えない運転の禁止

運転者管理システムにより出力印字された行政処分決定書(書式は様式第 6 号を準用するものとする。)に当該事案の疎明資料を添付し、警察本部長に報告するものとする。

エ 弁明及び有利な証拠の提出の機会の付与

ア及びイの事案に係る処分通知に際しては、弁明及び有利な証拠の提出の機会を付与するものとする。

(4) 処分決定通知

処分決定通知を行う場合は、処分決定通知書(様式第 16 号)を送付して行うものとする。ただし、再試験不受験等に係る免許の取消しの処分決定通知を行う場合は、処分決定通知書(様式第 16 号の 2)を送付して行うものとする。

5 処分の移送等

(1) 処分移送通知書に関する事務

ア 法第 103 条第 3 項(法第 107 条の 5 第 9 項において準用する場合を含む。)の規定による処分移送通知書(府令別記様式第 19 及び別記様式第 22 の 4)の送付は、当該処分移送に係る事案の事実の証明に必要な次に掲げる書類等の一部又は全部を添付して行うものとする。

(ア) 交通違反の場合

- a 点数通報書及び行政処分関係書類
- b 酒酔い・酒気帯び鑑識カード又は速度測定の記録の写し
- c その他違反事実の証明に必要な資料

(イ) 交通事故の場合

- a 点数通報書及び行政処分関係書類
- b 実況見分調書の写し
- c 供述調書(被疑者・被害者・参考人)の写し
- d 酒酔い・酒気帯び鑑識カードの写し
- e その他違反事実の証明に必要な資料

イ 法第 104 条の 2 の 2 第 3 項の規定により処分移送通知書(府令別記様式第 19 の 3 の 2)を送付する場合には初心運転者講習通知書(府令別記様式第 22 の 11)又は再試験通知書(府令別記様式第 17 の 2 の 2)に係る郵便物配達証明書その他通知した事実の証明に必要な資料を、法第 104 条の 2 の 4 第 3 項の規定により処分移送通知書(府令別記様式第 19 の 3 の 2 の 2)を送付する場合には若年運転者講習通知書(府令別記様式第 22 の 11 の 2 の 2)に係る郵便物配達証明書その他通知した事実の証明に必要な資料を、それぞれ添付するものとする。

ウ 処分移送通知書に添付する関係書類は、事前にその内容を審査し、所要の整備をしたものを送付するものとする。

エ 処分移送通知書の理由欄及び備考欄の記載要領は、別表第 3 のとおりとする。

(2) 処分事案又は違反者講習該当事案の移送

ア 処分事案の移送は、運転者管理システムにより出力印字された行政処分関係書類送付書(様式第 17 号)により行うものとする。

イ 違反者講習該当事案の移送は、運転者管理システムにより出力印字された違反者講習関係書類送付書(様式第 18 号)により行うものとする。

ウ (1)のアからウまでは、処分事案の移送及び違反者講習該当事案の移送について準用するものとする。

エ 仮停止をした事案に係る行政処分関係書類は、仮停止をした警察署長及び高速隊長において直送するものとする。

6 処分の執行

(1) 処分通知

処分通知は、被処分者に処分書等を交付して行うものとする。

(2) 処分書等の交付の方法

ア 意見の聴取を要する事案は、原則として意見の聴取の開催場所において、意見の聴取の終了後、免許の取消し事案にあつては県公安委員会の、90 日以上の効力の停止事案にあつては警察本部長の決裁の後、処分通知を行うものとする。

イ 意見の聴取を要しない事案は、運転管理課長が指定する場所に被処分者を出頭させて、集中執行による処分通知を行うものとする。

ウ ア及びイによる処分通知ができなかった者については、被処分者の住所地を管轄する警察署長が処分通知を行うものとする。

(3) 処分書等の交付の際の留意事項

- ア 処分書等を交付する際には、処分書等の記載内容について記載漏れ又は記載誤りがないか確認するものとする。
- イ 処分書等の交付は、あらかじめ口頭で処分の内容を告知した上で行うものとする。この際、告知を受けた者に対して無免許運転の防止について必ず指導するとともに、当該者の運転免許証を返納させ、又は提出させること。
- ウ 処分書等を交付する際は、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 82 条に定める不利益処分に対する不服申立てに関する手続を書面で教示すること。
- エ イの口頭による告知の際に、告知を受けた者から処分理由について誤りがある旨の申立てがあったときは、次により措置するものとする。
- (ア) 過去の違反行為の不存在を理由とする申立てである場合
- a その者が免許を受けている者であるときは、架空の事実について違反等登録がなされていることはあり得ない旨を説明することとするが、他人名詐称事案についても考えられるので、処分書等の交付を一時見合わせ、再調査を行い、その者の違反行為であることが再確認された後処分書等を交付するものとする。
- b その者が免許を受けていない者又は国際運転免許証等を所持する者であるときは、通報された違反行為が、生年月日、性別、氏名コード、本籍(国籍)、住所等が一致したときであっても、同名異人の違反行為である可能性があることを考慮して、処分書等の交付を一時見合わせ、同一人物であることの確認をした後、処分書等を交付するものとする。
- (イ) 過去に行われた違反行為の発生日、違反名等の誤りに関する申立てである場合
- 申立てが違反行為の発生日、違反名等の誤りについて具体的な内容に関するものであり、かつ、その内容に信頼性が認められる場合に限り、処分書等の交付を一時見合わせ、当該違反行為に係る行政処分関係書類の送付を受け、事実を再確認した後、処分書等を交付するものとする。
- (ウ) 違反行為の刑事処分の不起訴又は無罪等を理由とする申立てである場合
- 当該申立ての内容に相当の理由があり、違反等登録の内容に事実誤認のおそれが認められる場合に限り、処分書等の交付を一時見合わせ、改めて審査するものとする。
- (4) 再試験不受験等に係る被処分者が併記免許を有する場合の取扱い
- 再試験不受験等に係る免許の取消しに当たって、当該処分を受けた者が併記免許を有する者であるときは、免許証の作成替えの事務を運転免許課長に引き継ぐものとする。

7 処分執行通知

- (1) 処分執行通知を行う場合は、処分執行通知書(様式第 19 号)を送付して行うものとする。
- (2) 処分決定を行った場合で、当該処分決定に係る者の住所地を管轄する公安委員会が他の公安委員会であり、かつ、処分執行依頼をしたときは、当該処分執行依頼を受けた公安委員会から執行依頼処分通知書の送付を受けた後に、当該処分決定に係る者の住所地を管轄する公安委員会に処分執行通知書を送付するものとする。
- (3) 再試験不受験等に係る免許の取消しの処分執行通知を行う場合は、(1)の規定にかかわらず、処分執行通知書(様式第 19 号の 2)を送付して行うものとする。

8 処分執行依頼

(1) 処分執行依頼を行う場合の措置

ア 処分執行依頼を行う場合は、処分執行依頼書(様式第 20 号)に、行政処分に係る者に交付する処分書等及び行政不服審査法第 82 条の規定による教示を記載した書面並びに当該行政処分に係る運転者管理業務実施細則に定める「違反事故処分・短縮・手配等登録票」(資料区分、処分登録公安委員会コード(警察署コード)、処分年月日及び処分短縮以外のコードを記載したもの)の写しを添付して行うものとする。

イ 処分決定通知と処分執行依頼を同時に行う場合は、ア及び 4(4)の規定にかかわらず、処分決定通知・処分執行依頼書(様式第 21 号)により処分決定通知及び処分執行依頼を行うものとする。

(2) 処分執行依頼を受けた場合の措置

ア 処分執行依頼を受け、行政処分に係る者に対し処分書等を交付する場合は、6(3)に準じて行うものとする。

イ 処分執行依頼を受け、行政処分に係る者に対し処分書等を交付したときは、返納され、又は提出された運転免許証並びに執行依頼処分通知書(様式第 22 号)及び当該行政処分に係る者の処分書等の写し等を、処分執行依頼をした都道府県警察に送付するものとする。ただし、停止処分を行った場合で、処分期間の短縮が見込まれる等の運転免許証を返還することが予想される場合には、協議の上、執行依頼処分通知書(様式第 23 号)及び当該停止処分に係る者の処分書等の写し等を送付し、当該運転免許証の送付は要しないものとする。

9 処分登録等

(1) 処分登録

ア 処分登録は、原則として処分書等を交付した日に行うものとする。

イ 処分登録は、処分書等を交付した都道府県警察において行うものとする。

(2) 処分猶予登録

ア 処分猶予登録の手続

(ア) 適正な処分猶予登録を行うため、処分猶予登録は、運転管理課長の決裁を受けた後に行うものとする。

(イ) 処分猶予登録が適正に行われるようにするため、当該処分猶予登録に係る行政処分決定書の処分決定欄の処分猶予に印を付して処分決定伺いを行い、運転管理課長の決裁を受けるものとする。

イ 処分猶予としたことの通知

処分猶予としたときは、必ず処分猶予とされた運転者に対して、その者の処分基準該当点数、処分猶予とした理由及び今後さらに違反行為をしたときは処分猶予とした以前の違反点数が累積されるため場合によってはより重い行政処分を受けるとなる旨を説明して、将来の再犯の際の行政処分について争いを生じないようにしておくものとする。

(3) 処分手配登録

ア 処分執行依頼に係る事案

他の公安委員会に処分執行依頼を行う場合は、処分手配登録をした後、処分執行依頼書を送付するものとする。

イ 違反者講習に係る事案

違反者講習通知を受けた者で違反者講習を受講せず所在不明と認められたものに対し、処分手配登録を行うものとする。

ウ その他の事案

ア及びイ以外の事案の処分手配登録は、おおむね次に掲げる者について行うものとする。

(ア) 1 回目の出頭通知において所在不明と認めた者

(イ) 2 回目の出頭通知に応じない者

(ウ) その他運転管理課長が処分手配登録を必要と認めた者

(4) 処分短縮登録

ア 処分短縮登録は、原則として処分短縮を決定した日に行うものとする。

イ 40 日未満の免許の停止等を受けた者に係る処分短縮登録は、当該処分登録の際に併せて行うものとする。

ウ 停止処分者講習の受講の申出があった場合に他の都道府県警察の管轄区域内に住所を変更した旨の申出があったときの当該申出者に対する処分短縮登録は、次により行うものとする。

(ア) 当該申出者に対し処分書等の提示を求め、処分事実を確認すること。

(イ) 住所変更について、運転免許証の記載事項の変更の手続を行わせること。

(ウ) 行政処分を行った都道府県警察に連絡して、処分短縮登録票の作成に必要な事項を確認すること。

(エ) 処分短縮を決定したときは、作成した処分短縮登録票により処分短縮登録を行うこと。

第3 点数制度によらない行政処分の事務処理要領

1 重大違反唆し事案等

(1) 処分の上申

警察署長等は、処分量定の基準に該当する事案を認知した場合は、重大違反唆し等・道路外致死傷・危険性帯有・身体障害者等行政処分上申書(様式第24号)に審査に必要な疎明資料を添付して、運転管理課長へ送付するものとする。

(2) 処分量定

運転管理課長は、上申事案の内容を審査した上、処分量定の基準に基づき処分量定を行うものとする。

(3) 処分手続等の準用

処分の決定手続及び処分通知並びに処分登録等の事務処理については、点数制度による行政処分の事務処理要領を準用する。

2 一定の病気にかかっていること等を理由とする免許の拒否又は取消し等

(1) 免許の保留

ア 運転管理課長は、新たに免許を受けようとする者が、法第90条第1項第1号から第2号までに掲げる一定の病気にかかっている者であるとき、法第102条第1項から第4項までに掲げる診断書提出命令を受けたとき又は同条第6項の規定による臨時適性検査の受検通知を受けたものが当該検査を受検するまでの間は、警察本部長が別に定める運用基準に基づき処分量定を行い、免許を保留するものとする。

その際、拒否等処分手続書(様式第25号)に当該検査の受検又は診断書提出命令に関する資料を添付し、処分意見を付して警察本部長に報告するものとする。

イ 臨時適性検査の結果又は提出された医師の診断書により6月以内に自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがない状態になると見込まれる場合は、拒否等処分手続書に医師の診断書を添付の上、処分意見を付して警察本部長に報告するものとし、第2の4(3)の規定に準じて行政処分の決定等の手続を行うものとする。

(2) 免許の拒否

運転管理課長は、新たに免許を取得しようとする者が、法第102条第1項から第4項までの規定に基づく臨時適性検査の受検通知を受けたものでその受検を拒否したとき、同項の規定による診断書提出命令を受けたもので診断書提出期限までに診断書を提出しなかったとき又は受検の結果若しくは提出された医師の診断書により(1)アに規定する病気が原因で自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがあり6月以内に当該病気が回復する見込みがないと認められるときは、拒否等処分手続書に

医師の診断書又は当該検査の受検に関する資料を添付の上、処分意見を付して県公安委員会に報告するものとし、第2の4(2)の規定に準じて行政処分の決定等の手続きを行うものとする。

(3) 免許の取消し又は停止

ア 運転免許課長は、免許を受けた者が法第103条第1項第1号又は第1号の2に該当するものであることが判明した場合は運転管理課長に報告するものとし、運転管理課長は、警察本部長が別に定める運用基準に基づき処分量定を行うものとする。

なお、処分量定を行う場合において、免許の取消し又は90日以上免許の効力の停止の処分をしようとするときは第2の4(2)の規定により、90日を超えない免許の効力の停止の処分をしようとするときは第2の4(3)の規定に準じて行政処分の決定等の手続きを行うものとする。

イ 免許を受けた者が、法第103条第1項第2号又は第3号に該当することが判明した場合はアに準じて手続きを行うものとする。

(4) 免許の暫定停止

運転管理課長は、法第104条の2の3第1項の規定により暫定的な免許の停止処分をする場合は府令別記様式第19の3の3を、当該処分を解除する場合は警察本部長が別に定める様式を交付するものとする。

(5) 免許の保留又は効力の停止の処分の基本量定の期間

免許の保留又は効力の停止の処分を行う場合の基本量定の期間は、次のとおりとする。

ア 一定の病気等にかかっていることを理由として行う令第33条第1項第2号の規定による免許の保留又は令第38条第1項第2号及び第3項第2号の規定による効力の停止の場合 法第90条第1項第1号から第2号まで又は法第103条第1項第1号、第1号の2若しくは第3号に該当しないこととなるのに要すると見込まれる期間

イ 一定の身体の障害が生じていることを理由として行う令第38条第2項第2号の規定による免許の効力の停止の場合 法第91条の規定により条件を付し、又はこれを変更することにより、当該障害が自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれなくなるのに要すると見込まれる期間

ウ 診断書提出命令等を受けた者に対する令第33条の2の2第2号の規定による免許の保留の場合 処分日から、病状等を基に診断を行うこととなる専門医等の意見を参考として合理的に見込まれる日までの期間

エ 一定の病気等にかかっている疑いがあることを理由として行う法第104条の2の3第1項に規定する暫定的な免許の効力の停止の場合 臨時適性検査又は診断書提出命令の結果を踏まえた処分の意思決定が可能となると見込まれる期間

第4 行政処分関係書類の書式

1 人身事故用

様式第26号のとおりとする。

2 定型書式により処理した法令違反及び物損事故(あて逃げ物損事故及び建造物損壊事故)用

様式第27号のとおりとする。

3 交通違反用

(1) 交通反則切符適用事案

交通反則通告制度に関する業務実施規程(昭和43年岡山県警察訓令第14号)に定める様式によるものとする。

(2) 交通切符適用事案

交通切符制度による交通法令違反事件処理規程(昭和48年岡山県警察訓令第19号)に定める様式によるものとする。

(3) 点数切符適用事案

点数切符の様式等、点数切符による違反事実の告知要領、点数切符の作成要領等について(通達)(平成12年3月13日岡指第111号例規)に定める様式によるものとする。

第5 その他

1 点数制度の広報

(1) 交通取締り又は免許証交付の際に点数制度に関する広報資料等を配布し、また、運転者講習会を利用するなどにより点数制度の周知に努めるものとする。

(2) 取締り警察官等に対する指導教養を徹底し、交通取締りの際において違反運転者から点数制度に関する質問があった場合においても、適切な応答ができるようにしておくものとする。

なお、交通事故を起こした運転者から当該交通事故の点数について質問があったときは、交通事故の点数は、後日処分書等の交付又は警告通知をもって知らされる旨を教示するものとし、取締り警察官等において計算した点数を教示することがないようにするものとする。

2 処分を免れている者に対する執行の確保

処分手配該当者を発見したときは、本県の手配に係る事案についてはもちろん、他の都道府県警察の手配に係る事案についても関係都道府県警察相互の緊密な協力により、その執行の確保に努めるものとする。また、法第104条の3第2項に規定する出頭命令及び同条第3項に規定する免許証の保管の制度を活用するものとする。

3 行政処分を受けた者の無免許運転の防止

- (1) 免許の取消し若しくは拒否又は40日以上の免許の停止等を受けた者及び40日未満の免許の停止等を受けた者で、停止処分者講習を受けないものについては、取締り警察官等による計画的な監視及び指導を行うものとする。
- (2) 行政処分を受けた者が事業所において自動車等の運転を本務とする者であるときは、当該事業所等に対する指導を徹底するものとする。

4 文書の保存

文書の保存は、次のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
事故原票送付書	運転管理課	8年
違反原票送付書	運転管理課	8年
行政処分関係書類追送書	運転管理課	8年
違反等登録日報	運転管理課	8年
抹消登録された違反等登録に基づく行政処分等に関する調査依頼書(控え)	運転管理課	8年
意見の聴取手続書	運転管理課	16年
意見の聴取(再試験不受験)手続書	運転管理課	8年
意見の聴取(若年運転者講習不受講等)手続書	運転管理課	8年
意見の聴取事案処理簿(甲)、(乙)、(丙)、(丁)	運転管理課	16年
意見の聴取結果通知書	運転免許課	3年
意見の聴取不能事案通知書	運転免許課	3年
聴聞事案処理簿(甲)、(乙)	運転管理課	11年
運転免許拒否等手続書	運転管理課	13年
行政処分決定書	運転管理課	13年
処分決定通知書(控え)	運転管理課	13年
行政処分関係書類送付書(控え)	運転管理課	3年
違反者講習関係書類送付書(控え)	運転管理課	3年
処分執行通知書(控え)	運転管理課	13年
処分執行依頼書(控え)	運転管理課	13年
処分決定通知・処分執行依頼書(控え)	運転管理課	13年
執行依頼処分通知書(控え)	運転管理課	13年
重大違反唆し等・道路外致死傷・危険性帯有・身体障害者等行政処分上申書	運転管理課	13年
拒否等処分手続書	運転管理課	長期
人身事故用行政処分原票	運転管理課	13年
法令違反・物損事故用行政処分原票	運転管理課	13年

別表第 1

交通事故に関する登録除外理由

- 1 交通事故が不可抗力によって起きたものである場合(当該交通事故の際の具体的事情から判断して、結果予見及び結果回避の可能性がなく、事故防止の期待可能性がない場合をいう。)
- 2 違反行為をした者の不注意の程度が極めて軽微であり、かつ、当該交通事故の際の具体的事情において、その者に結果予見及び結果回避を期待することが困難であったと認められる場合(違反行為をし、よって交通事故を起こしたと認められる場合であっても、当該違反行為をした者がその結果を予見することが困難であったと認められる場合であって、かつ、当該違反行為をした者に対し、危険に際しての結果回避行為に出ること、又はその行為に出たとしても結果回避を期待することは困難であったことが認められる場合をいう。)

別表第 2

不注意の程度の区分		認 定 基 準
区分内容	区分略号	
交通事故が専ら当該違反行為をした者の不注意によって発生したものである場合	重い	当該違反行為をした者の不注意以外に交通事故の原因となるべき事由がないとき、又は他に交通事故の原因となるべき理由がある場合において、その原因が当該交通事故の未然防止及び被害の拡大の抑止に影響を与える程度のものでないとき。
上欄に規定する場合以外の場合	軽い	大
		小
		大以外の場合

備考

- 1 その他の事由とは、当該違反行為をした者以外の者の不注意又はそれ以外の事由をいう。
- 2 主たる原因が当該違反行為をした者の不注意によるものであるときは、当該交通事故発生の直接的原因が、当該違反行為をした者の不注意である場合又は当該交通事故における結果予見及び結果回避の客観的可能性の程度が、明らかに当該違反行為をした者において高いと認められる場合をいう。
- 3 特定違反行為の種別のうち、「運転殺人等又は危険運転致死等」、「運転傷害等(治療期間 3 月以上又は後遺障害)又は危険運転致傷等(治療期間 3 月以上又は後遺障害)」、「運転傷害等(治療期間 30 日以上)又は危険運転致傷等(治療期間 30 日以上)」、「運転傷害等(治療期間 15 日以上)又は危険運転致傷等(治療期間 15 日以上)」又は「運転傷害等(治療期間 15 日未満又は建造物損壊)及び危険運転致傷等(治療期間 15 日未満)」については、不注意の程度の区分は「交通事故が専ら当該違反行為をした者の不注意によって発生したものである場合」に該当することとなる。

別表第 3

1 府令別記様式第 19

理由	<input type="checkbox"/> 道路交通法第 103 条 1 項 <input type="checkbox"/> 第 5 号該当 <input type="checkbox"/> 第 6 号該当 <input type="checkbox"/> 第 7 号該当 <input type="checkbox"/> 第 8 号該当 <input type="checkbox"/> 道路交通法第 103 条第 2 項 <input type="checkbox"/> 第 1 号該当 <input type="checkbox"/> 第 2 号該当 <input type="checkbox"/> 第 3 号該当 <input type="checkbox"/> 第 4 号該当 <input type="checkbox"/> 第 5 号該当
備考	添付書類 <input type="checkbox"/> 点数通報書 <input type="checkbox"/> 行政処分関係書類 <input type="checkbox"/> 実況見分調書の写し <input type="checkbox"/> 供述調書の写し (<input type="checkbox"/> 被疑者 <input type="checkbox"/> 被害者 <input type="checkbox"/> 参考人) <input type="checkbox"/> 酒酔い・酒気帯び鑑識カードの写し <input type="checkbox"/> 速度測定記録の写し <input type="checkbox"/> その他違反事実の証明に必要な資料

2 府令別記様式第 22 の 4

理由	<input type="checkbox"/> 道路交通法第 107 条の 5 第 1 項 <input type="checkbox"/> 第 1 号該当 <input type="checkbox"/> 第 2 号該当 <input type="checkbox"/> 道路交通法第 107 条の 5 第 2 項 <input type="checkbox"/> 第 1 号該当 <input type="checkbox"/> 第 2 号該当 <input type="checkbox"/> 第 3 号該当 <input type="checkbox"/> 第 4 号該当
備考	添付書類 <input type="checkbox"/> 点数通報書 <input type="checkbox"/> 行政処分関係書類 <input type="checkbox"/> 実況見分調書の写し <input type="checkbox"/> 供述調書の写し (<input type="checkbox"/> 被疑者 <input type="checkbox"/> 被害者 <input type="checkbox"/> 参考人) <input type="checkbox"/> 酒酔い・酒気帯び鑑識カードの写し <input type="checkbox"/> その他違反事実の証明に必要な資料

3 府令別記様式第 19 の 3 の 2

理由	<input type="checkbox"/> 道路交通法施行令第 36 条(再試験の基準)に該当し、初心運転者講習を終了しなかったことにより、再試験の通知を受けて、その再試験を受けなかったため <input type="checkbox"/> 道路交通法施行令第 37 条の 3(初心運転者講習終了者に係る再試験の基準)に該当し、再試験の通知を受けて、その再試験を受けなかったため
備考	再試験通知書の交付方法 <input type="checkbox"/> 直接交付 <input type="checkbox"/> 郵送による

	添付資料 <input type="checkbox"/> 再試験通知書受領書 <input type="checkbox"/> 配達証明 <input type="checkbox"/>
--	---

4 府令別記様式第 19 条の 3 の 2 の 2

理由	<input type="checkbox"/> 道路交通法第 108 条の 3 の 3 の規定による通知を受けた後、同法第 102 条の 3 の規定に違反して同法第 108 条の 2 第 1 項 14 号に掲げる若年運転者講習を受けなかったため <input type="checkbox"/> 道路交通法第 108 条の 2 第 1 項第 14 号に掲げる若年運転者講習終了後、同法第 102 条の 3 に規定する若年運転者期間が経過することとなるまでの間に自動車等の運転に関し同法の規定等に違反する行為をし、当該行為が道路交通法施行令第 39 条の 2 の 2 の基準に該当することとなったため
備考	若年運転者講習通知書の交付方法 <input type="checkbox"/> 直接交付 <input type="checkbox"/> 郵送による 添付資料 <input type="checkbox"/> 若年運転者講習通知書 <input type="checkbox"/> 郵便物配達証明 <input type="checkbox"/> 行政処分関係書類 <input type="checkbox"/>